

あすなる

沖電気の職場を明るくする会

東京都港区三田3-2-20 TEL 03-3455-6006
http://oakhp02.chottu.net

11年特別号・6

OKIデータの社長さんへ
違法派遣は「みなし雇用」(法違反などの場合、派遣先事業所と派遣労働者との間に無条件で雇用関係が成立したとみなす)で雇用確保を

沖の再建は人の尊厳を守ることから

OKIのプリンタ宣伝で

好評の
菅野美穂さんにも言って欲しい
「沖電気の職場にも愛を」



沖電気グループから違法派遣をなくそう

群馬労働局が

OKIデータ(高崎)を調査

(9月27日)

違法派遣就労の
派遣社員は正社員に

03年4月からOKIデータシステムズとOKIデータ(群馬県プリンタ研究開発部門の高崎地区)で就労していた派遣社員(テクノ・エンジニアリング)が群馬労働局に違法派遣を申告して、OKIデータへの正規社員での雇用契約を求めています。

「就業明示書」にはソフトウェア開発業務など専門業務とされていたが、実際はOKIデータ社員と同等に多くの業務で就労。新入社員や海外子会社の社員教育、プロジェクトのマネージメントなども担当して専門業務といえない就労でした。違法ではないか常々感じていたが、いつか正社員になれると信じて働いていたが、突然、9月10日付けでの雇止めを通告され、生活を守るために申告。

【OKIデータ】(ODC)

通信機の老舗で創業130年の沖電気資本100%の連結子会社。沖電気グループの連結従業員数1万6697人。売上高は4327億円。情報通信システム6割、プリンタ3割が主な製品。連結子会社数68社。

沖電気の主力製品の1つプリンタの製造・販売などを行っているのがOKIデータ。資本金190億円。従業員数約6千人のうち国外が約8割(約20社)を占める。単独では約800人。売上高1250億円(海外売上げが85%)。

2011年 3月

「テクノプロ・エンジニアリング」旧グッドウエル系の人材派遣会社。資本金1億円。1753人。常用雇用の技術者派遣を旨としているが、解雇事件などの裁判やトラブルも多い。

欧州では雇用・生活維持に区が動く

OKIデータは非正規社員の「使い捨て」をやめる

偽装業務（契約業務違反）申告社員を雇用せよ

OKIデータに 直接雇用義務

OKIデータで8年余にわたり、社員同様に働いていた、派遣労働者が群馬県労働局に自身の違法派遣就労を9月8日に申告しました。

条の4（派遣労働者の雇用）の規定により直接雇用の義務を負っています。

派遣法の原則は 臨時・一時的業務

1986年施行の「派遣法」には、臨時・一時的業務に限定、正規社員の代替はしないという原則があります。

OKIデータは 社会的責任を果たせ

現・派遣法は、違法行為をしても勧告や指導を受ける程度で、改正が必要です。労働局から指導を受ける事業者は全国で月・20余件ののぼりです。OKIデータは、速やかに、生活安定のために雇用契約をすることが責務です。

申告者の業務は専門26業務に該当しない一般業務であり、派遣期間は原則1年という制限があり、労働者派遣法40条の2（派遣期間制限）に違反しています。OKIデータの新人社員や中国の子会社の中国人労働者などの教育業務は顕著な違反で、派遣業務内容の領域を超えています。

OKIデータは派遣法40問題になってきました。

正規社員と均等待遇

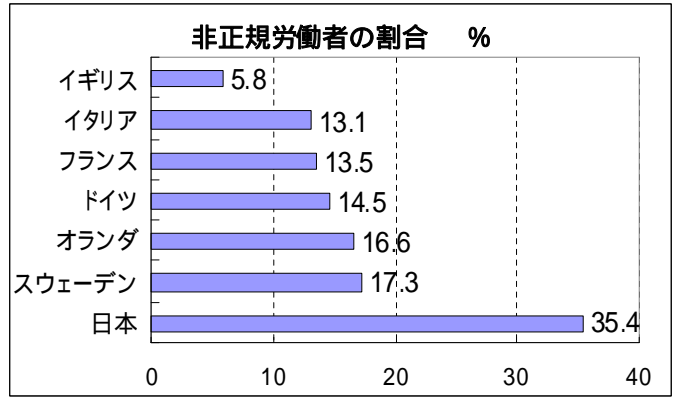
欧州では日本ほど非正規雇用が増加していません。

正当な理由なき雇用の禁止と期限の制限（フランス「更新1回だけで最長18ヶ月。ドイツ「更新3回まで最長2年」）などで有期雇用を制限しています。

また、均等待遇が原則なので、非正規労働者を使って人件費を安くすることが出来ない仕組みになっています。

解雇規制と補償金

欧州各国には解雇制限法で大量解雇を規制する法律があります。また、解雇手当では「55歳未満は賃金の最大26ヶ月、勤続1年未満でも10ヶ月分の手当てが支給される。55歳以上の人は手当の他に、年金支給の60歳までは賃金の65%が支給される」（フランス）などの制度があります。



日本は2011年1月～3月の平均（労働力調査）他は06年の年平均（グーグル・データ図録）

労使は派遣など非正規を含む従業員の雇用・生活・健康を守るのが社会的責任です。